

氏 名 松本 太郎

学位（専攻分野） 博士（文学）

学位記番号 総研大甲第 1399 号

学位授与の日付 平成 23 年 3 月 24 日

学位授与の要件 文化科学研究科 日本歴史研究専攻
学位規則第 6 条第 1 項該当

学位論文題目 律令制成立期の地方官人と民衆－7・8 世紀の東国の
土器からみた－

論文審査委員 主 査 教授 杵山 晋作
教授 広瀬 和雄
教授 仁藤 敦史
理事 小野 正敏 人間文化研究機構
教授 笹生 衛 國學院大學
教授 須田 勉 国士舘大学

論文内容の要旨

本論は、(1) 関東系土師器の実態と伝播の背景、(2) 房総を中心とした土器の詳細な分析から把握できた特性、(3) 関東・東北地方の官衙や城柵における土器の使用や調達の状態、以上三つの論点により展開した。

集落の盛衰をみると、民衆が耕地を求めて集団移住する可能性は考えられる。しかし、律令制施行期の国に相当する地域をいくつも越えて、自主的に大規模な人数で移住したとすると、強制力を抜きにしては考えにくい。ところが、7～8世紀の関東系土師器をみると、関東地方から宮城県域を中心とした東北地方への移住ないし移動が実証できる。

例えば、7世紀前半の仙台平野では、関東地方特有の漆仕上げ技法で作られた鬼高系土師器杯が出土している。祖型となった霞ヶ浦水系の常陸型杯とは胎土が異なるので、土師器工人が移動ないし移住して、仙台平野で製作したことが解る。さらに、7世紀後半から8世紀代の真間系土師器杯は、出自が関東地方の中で変わるので、別の地域から東北地方へ移住ないし移動した工人がいたことを示す。こうした関東系土師器の出現年代と多様な出自、そして仙台平野を皮切りに宮城県域各地などで出土し始める現象から、関東系土師器の工人は、『日本書紀』などにみえる移民の一部と考えられる。出身地では「長」を通じて在地首長層に把握され、百姓として移民集団に加わった。土器は貴重品や調達しづらいものではなかったため、現地で製作したのではないか。堅固な柵で囲まれた城柵や集落から、内向きな暮らしぶりを想像しがちだが、陸奥国の民衆とともに暮らし、現地で交流して在地の土器も調達するなど、必ずしも閉鎖的なコロニーではなかったと推測できる。

ところで、真間式や真間系の土師器杯には、宮都の土師器を模倣したり、さらに変容したものが含まれる。この背景に、律令制の浸透や宮都の文化が伝播したことを想定する意見がある。房総地域の遺跡を中心に、土器の時期、材質、器種、産地などを精査して傾向を把握した結果、下総国府では奈良時代を中心に須恵器の高台杯、蓋、盤類などが特に多い比率を占めることが判明した。上総国府や常陸国府でも似た傾向で、一般的な集落の土器が無台杯を中心とし、高盤がほとんどみられないのとは対照的である。以上のように、常総地域の国府の食器は須恵器を中心に多様な器種で構成された。そのため、一部の真間式土師器にみえる畿内のものに類似した特徴は表面的な模倣にすぎず、次に示すような宮都の土器が持つ意義はあまり反映されていないとみたい。

当時の中心地であった宮都の土器は、飛鳥Ⅲ～平城Ⅲ（660年代～760年頃）に新たな器種が現れて多種類に分化し、厳密な規格で多数生産された。『延喜式』では須恵器の高盤や大型の盤は、高位の位階用に菓子の容器として記載されている。また、土師器と須恵器が互換性を持ち、良質の製品が好まれた傾向も認められる。多数の官人層の出現に対応し、給食や宴会の食器として創出された宮都型食器様式と呼ばれている。

これを先の検討結果と対比すると、宮都の食器様式が地方の隅々へ単純に普及したのではなく、国府の給食や宴会用に意図的に再現されたと評価できる。また、国府の開発が着手される段階（7世紀後半～8世紀初頭）よりも官衙の創建以後（8世紀第2四半期中心）、あるいはさらに再整備する段階（8世紀中頃～末）と、施設の充実とともに食器の官衙的特徴が顕在化することが明らかである。そこで、官衙的食器様式と仮称し、関東地方の官衙や東北地方の城柵の土器と対比して検証すると、関東地方の官衙に対してはおおむね適用できた。

官衙的食器様式は7世紀第4四半期には評家でみえ、郡家の成立以降は多くの郡でも同様の変化をたどる。しかし、国府の整備が進展する8世紀第2四半期を境に、郡家の

食器はその特徴が乏しくなる。国司は国府の行政機能が整うまで、国内の評家や郡家に長く、あるいは頻繁に滞在したとみられるから、国司とともに儀礼などに使用することが郡庁を創建した当初の目的ではないか。やがて、儀式や宴会の多くは国司と共に国府へ移り、郡家での宴会は減少したと推測できる。

恐らく古代社会では酒を伴う食事や饗宴などの宴会が古くから催されていた。そして、中央集権体制が醸成される過程で、有形、無形の様々な環境作りが進められた一環として、宴会を初めとする食事の形式も定まった。この食事の場を演出する道具が宮都型食器様式であり、地方ではそれに倣って評家や郡家、国府でも官衙的食器様式が整えられた。そして、地方官衙における宴会は、宮都風の方法により国司を中心に官人の間で行われた。豊富な食器により多数の品目が並ぶ中には菓子も用意され、厨家の大甕で醸した酒が振る舞われた。この場は宮都の情報を享受し、意志の疎通を深めることになる。郡領など在地首長層は自らが管掌して生産したり、流通機構で食器を調達して宴会の場を用意したのである。また、須恵器生産は新たな産業を興すこととなり、既に掌握していた物流網を使って権益を拡大し、富を蓄積していった。

宴会が催されたのは、儀制令や『万葉集』にみえる国庁や国司館だけでなく、郡家の館などもその場となったことが、土器の出土から推測できる。近江国などで国庁隣接地に推定饗宴施設が発見され始めたように、国府でも様々な場が会場となった。国司の受領化とともに政務や儀式が国庁から国司館へと場を移すことが定説となっているが、評家段階から既に多様な場で催されたことが明白である。憶測になるが、他の儀式や政務でも空間が巧みに使い分けられたのではないだろうか。

地方官衙に必要な土器は、東海地方などの先進地から須恵器製作技術を導入し、生産による調達が優先された。しかし、下総国のように粘土などの資源に恵まれない場合は、発達した流通網を活用して調達したり、あるいは在地の土師器で補完した。いずれにしても調達は郡領などの在地首長層が管掌し、国府や郡家への供給を優先した。民衆へは簡素な普及品が多く供給されたが、官衙的食器の余剰品が出回ることもあっただろう。官衙的食器様式は国ごとに特徴が共通化して他国と相違していったように、規制は主に国府、あるいは国司が関わる消費の場で行われたのではあるまいか。生産や調達の細部は在地に任されていたとみる方が無難で、生産地には主導的立場の窯や工人が存在したであろう。ただ、国府における需要は流通を活性化させ、様々な物品が各地から集散する場となったはずである。

以上、東国を中心に様々な土器の産地や用途を詳細に追求し、官衙や城柵などの変遷と関連づけて整理し、古代人の多様な営みを明らかにした。

博士論文の審査結果の要旨

律令制施行期の古代国家にとって東北地方と関東地方を治めることは重要な政策の一つであった。過去の研究では、国家の東北経営に関しては城柵の存在を軸にして論じられてきた。その東北地方に関東地方で製作使用されていたものと似た土器が見られると判明して以来、古代国家の東国経営は関東地方を含めて広く検討することとなった。一方、広範囲で流通した土器の研究も、律令制への移行前と後という時期を分けての視点が異なることや地域を越えた検討が充分にできないことなどをもって、今までは深まりのある実証的追究にまで至っていなかった。

この状況下において、松本論文は考古資料として普遍的な土師器・須恵器の型式学的研究を駆使して、古代の人々の移動とその後の営みを実証的に明らかにしようと試みた。とくに、食器の中心である土師器の生産と流通さらには消費の分析結果を基礎に、律令制成立前後の中央と地方、そして関東と東北の間に生じた「もの」の動きと人の動きの関係を指摘し、その移動の背景を追究した。

本論文は5章構成である。第1章の「研究史」では関東地方の土師器を中心とした研究史のまとめと課題の設定を行った。第2章の「土師器の伝播と民衆の移動」では東北地方で出土する関東的な鬼高系土師器杯を分析し、それら土器の製作者の出身地を推定した。第3章の「房総地方出土土器の様相―産地同定と定量分析―」では房総地域における官衙や集落出土土器の数量的分析から、二者における土器の種別構成の差異を明らかにしたうえで主として地方官衙における須恵器の産地別組成差を考察した。第4章の「地方官衙・城柵の土器」では前章の分析を踏まえ、東国の官衙を中心とした土器の流通・消費の特質を論じ、土器組成変化の背景に中央からの儀礼・宴会の導入を想定した。第5章の「成果と課題」で全体的とりまとめを行った。

第1章は、関東と東北地方における7～8世紀の土師器と須恵器に関する研究史を整理して、土師器の地域色認識法や須恵器の製作地推定法が今後の土器研究で重要となる点を指摘し、関東への須恵器導入と土師器変化との関わり、および、東北で出土する関東系土師器の故地と導入の背景を明らかにするという本論の課題を導き出した。

第2章は、7世紀前半から8世紀前半にかけて東北地方で出土する関東系土師器の背景を考察した。関東で製作され使用された鬼高式土師器に似た形態と製作技法を持つ東北出土の土師器を鬼高系土師器と呼び、その特徴を比較した。7世紀前半を中心とする時期の、東北出土鬼高系土師器に似た形態や製作技法をみせる関東の鬼高式土師器は今まで唱えられていた千葉県の印旛沼・手賀沼周辺の土器でなく、茨城県の霞ヶ浦周辺でも筑波山麓の土器に近いという結論に達した。しかし、東北出土鬼高系土師器は筑波山麓の粘土を用いていないため、多くは関東から東北に移住した土師器製作工人が東北で製作したと考えられるに至った。

一方、7世紀後半から8世紀前半にかけての東北では、群馬県南部や埼玉県北部の土器に似た新しい関東系土師器が見られるようになることを認め、その頃に流通の系譜が変換したと指摘する。そして、東北において関東系土師器が出土する背景に、関東からの移民があり、その構成員である一部の工人が土器製作を行った可能性を検討した。なお「東北系」土器が出土する九十九里沿岸地域の歴史的な位置づけについては、俘囚移配との関係性を否定している。

第3章は、8世紀を中心とした官衙と一般集落での土器使用の差異を、房総地域での分析を例にして指摘する。7世紀後半から12世紀前半までの間、下総国府やその他の房総

の遺跡では8世紀に土器に占める須恵器の比率が増えることを明らかにした。さらに須恵器食器の器種構成と土師器食器の器種構成を検討し、官衙と一般集落では器種構成に差異があることも明らかにした。また、同一器種でも時期によって須恵器産地別構成が異なることも指摘した。

これまで、宮都の土師器を模倣し変容させたものが関東地方で出土した背景については、律令制が浸透して宮都の文化が広められたからであるというような解釈がなされてきた。しかし、本論文での分析の結果、常陸や下総の国府でみられる須恵器を中心にした豊富な器種を消費する食器組成は、官衙中枢部などの特定空間やそこでの特別の機会に用いられたものにすぎず、つまり、宮都的な食器様式が関東地方の人びとの生活に浸透して生活文化を変容させたわけではなく、国府での給食や宴会などの食器として意図的に製作されたものであったからであると結論づけ、それを「官衙的食器様式」とよんだ。

第4章は、下総国府での検討では宮都のそれに似た食器組成が存在したことを明らかにし、官衙的食器様式を提唱した。さらに、奈良時代の下総国府で須恵器が多用されたのは儀礼・饗宴に使用するために調達されたからであると推測した。

次いで、関東地方における国府そして評家や郡家の成立と土器変容との関係を明らかにし、東北地方の城柵における土器様相と対比して、各々に特性が見られると指摘した。関東での生産と流通に関しては、国司派遣を機に須恵器中心の土器技術が獲得され、やがて商業的生産を推進して多様な流通形態を見せたとした。

とくに、多様な器形の須恵器導入は定型化した官衙における儀式・饗宴と対応していたと位置づけたが、逆に、多種の形態を示す土器の導入が見られる時期こそ、その地域で官衙が成立し機能し始めた時期であると指摘した点は注目される。

第5章は、以上の新しい知見を歴史的叙述の中に組み込むべく論述を展開した。今後に向けては、饗宴に関する厨家や流通調達に関わる市など未解明の点についても視点を残しておくべきことを課題としている。

このように本論文は、東北地方出土の鬼高系土師器に関してその製作背景を探るに、形態や製作技法さらに素材の粘土分析の現地検討を行い、初期段階の鬼高系土師器出現には霞ヶ浦水系でも筑波山麓の人々が移動したことを指摘した点、さらに、遺跡毎の土師器・須恵器出土数量を把握するに重量計測法を用い型式別に集計するという膨大な作業を行い、官衙と一般集落で土器の器種構成が異なる実態や、官衙が設置される時期に須恵器の占有率が増える状況、そして須恵器の製作地別構成の変化を実証的に論及した点に最大のオリジナル性がある。

しかし、文献史学の成果として描かれた歴史像に考古学研究による成果をあてはめていないかという点、工人の語が専門的技術者か兼業的技術者かを明らかにせず記述していること、今後は、文献にみえる官人給食や儀式饗宴と対応させるべく努力すること、さらに、国衙による土器の調達方法も視野に入れておくべきである点などが指摘された。だが、これらの指摘は、本論文に始まる今後の研究を一層充実させるためのものであって、本論文の評価を低めるものではない。

本論文は現地での膨大な土器数量化作業による多様な分析に基づいていて、詳細なデータから得られた実証的研究成果は説得力があり、その視点や考察に高いオリジナリティを認める。従来は建物というハード面から官衙の成立をみる研究が主であったのに対し、土器から官衙をみる研究は新しい。同様に、多様な器形の須恵器導入時期こそが、ソフトとしての宴会が行われ始めた時期であり、儀式・饗宴が成立することこそ国司による支配の浸透つまり官衙の成立を示すものであったという論も新しい。また、文献史学では十分

に検討できなかったところの、史料が欠落する地域での渡来系工人存在の指摘など重要な論点も提示している。

以上、土器という考古学的素材中心の論であるが、詳細に論を展開しており、独自性も認められる。さらに学際的な研究を今後も進める意欲が充分認められ、かつ、今後の研究の方向性と展望も示されていて進展が期待される。

本論文の学術的価値は高く、審査員一同は博士の学位を授与するにふさわしいと評価した。

松本太郎氏の提出した論文について公開発表会を1月20日に開催し、口頭による論文審査と口述試験を実施した。氏は論文に関する諮問に対して適切な回答をおこない、博士の学位を与えるに十分な学力を有していることが確認された。

本報告に基づく学位授与に関し、2011年2月8日に開催された日本歴史研究専攻委員会は、主査らによる審査経過概要の説明、本報告書の「論文審査結果」と「試験結果」に基づき慎重に審議した結果、審査委員会の結論を妥当なものとして判断し、「可」とした。